

## ■鷹栖町新規開業等支援事業補助金

鷹栖町では、新規開業及び既存店舗を改修する者に対し、新築又は改修工事費用の一部を補助します。

### 対象業種

- (1) 卸売業・小売業：各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業
- (2) 宿泊業・飲食サービス業：宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業
- (3) 生活関連サービス業：洗濯・理容・美容・浴場業

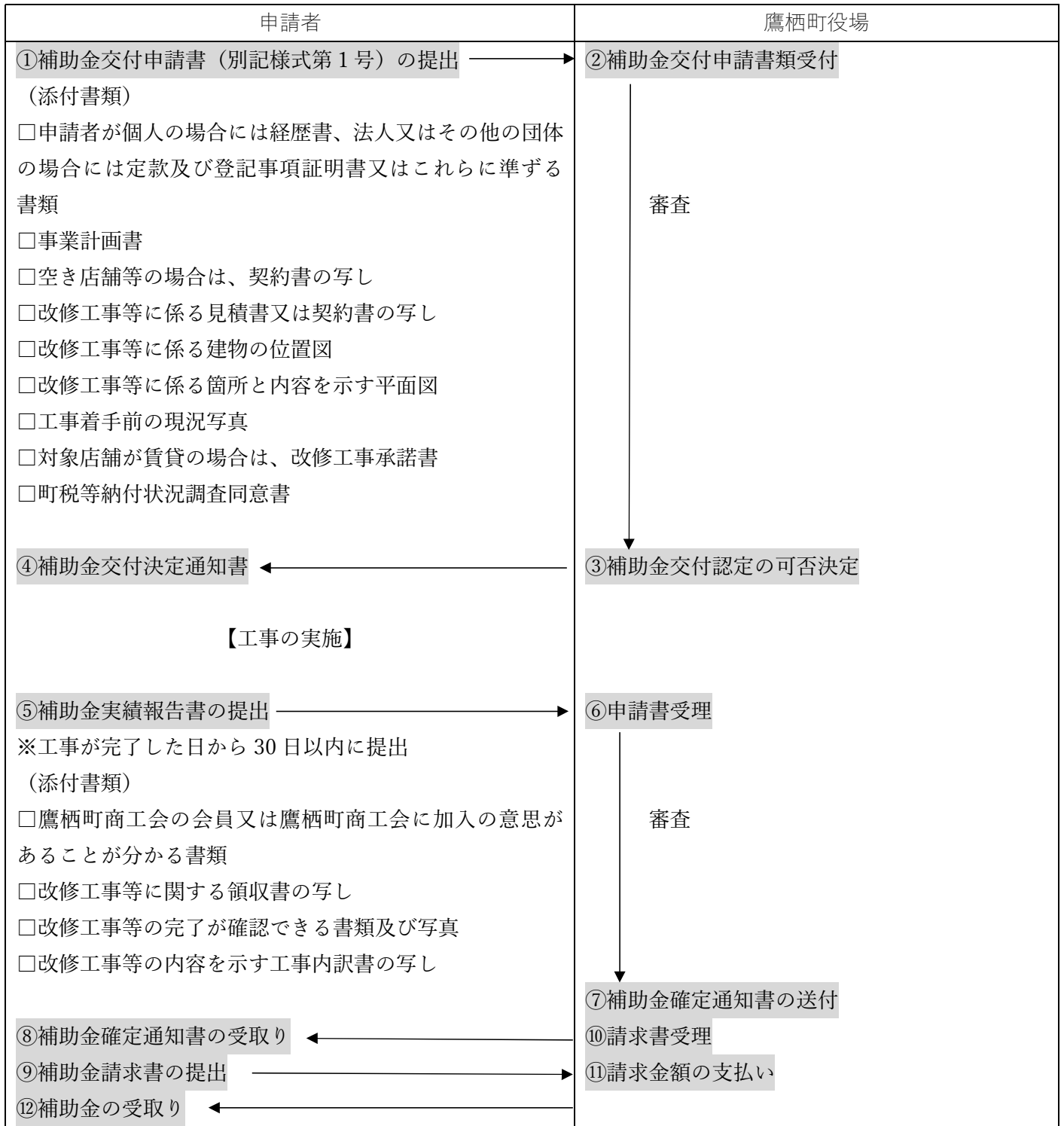
### 対象となる要件

新規に開業する者	①鷹栖町商工会の会員または加入申込をしている者 ②空き店舗等の改修工事を当該空き店舗等の購入または賃貸借契約の締結日から起算して1年以内に行う者 ③賃貸の場合は、契約期間が2年以上であり、所有者から改修工事の承諾を得ている者 ④当該補助金の交付を受けてから引き続き2年以上営業が見込める者
既存店舗を改修する者(営業している者)	①鷹栖町商工会の会員(3年以上)となっている者 ②賃貸の場合は、契約期間が2年以上であり、所有者から改修工事の承諾を得ている者
備考	次に該当する場合は、新規に開業する者ではなく、既存店舗の改修とみなす。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内での移転により、移転前の店舗を空き店舗とした者</li> <li>・工事前と工事後について、同一の者が同一の事業を行う者。ただし、町内に店舗が増加する場合は、この限りでない。</li> <li>・空き店舗所有者と生計が同一の者、又は、2親等以内の親族の者</li> </ul>

### 助成金額及び助成期間

項目	補助対象経費	補助率	補助上限	備考
新規に開業する者	1 工事費(30万円以上)	1/3以内	100万円	看板設置工事含む
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築店舗の工事費</li> <li>・空き店舗の改修工事費</li> <li>・空き家の改修工事費</li> </ul>			
	加算 町内事業者による工事を実施した場合	1/4以内	10万円	
	2 備品購入費(10万円以上/1個)	1/3以内	40万円	工事費の対象となった場合のみ
備品の購入経費(製造機械、器具を含む)				
既存店舗を改修する者(営業している者)	1 工事費(15万円以上)	1/3以内	30万円	・看板設置工事を含む ・外壁塗装工事のみは、対象外
	既存店舗の改修工事費			
	加算 町内事業者による工事を実施した場合	1/4以内	10万円	
	2 備品購入費(10万円以上/1個)	1/3以内	10万円	工事費(補助対象経費)の対象となった場合のみ
備品の購入経費(製造機械、器具を含む)				
備考	工事費及び備品購入費は、消費税及び地方消費税の額を除く。			

### 助成金交付までの流れ



※申請書等の様式については、鷹栖町のホームページからダウンロードできます